各種講習費等助成金交付要綱

平成 25 年 5 月 30 日制定
令和 2 年 4 月 28 日一部改正
公益社団法人　沖縄県トラック協会

（目的）
第１条　この要綱は、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に対して、公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）が指定する各種講習を受講した際の受講費等を助成し、運送事業者の輸送の安全等の指導向上と、交通事故防止に資することを目的とする。

（指定する講習の種類及び対象者）
第２条　助成の対象となる講習等及び対象者は次に掲げるものとする。
（１）運行管理者一般講習
独立行政法人自動車事故対策機構等（以下「事故対等」という。）が行う運行管理者一般講習を、運送事業者に選任された運行管理者が受講した場合。
（２）安全マネジメント講習
事故対が行う安全マネジメントに関係する講習会(国土交通省認定セミナー)を運送事業者に所属している者が受講した場合。
（３）運行管理者試験対策用ｅラーニング
運行管理者試験を受験する目的等により、当協会が承認したインターネットを利用したｅラーニングを運送事業者の従業員等が利用した場合

（助成金額）
第３条　前条の各講習等を受講等した場合、沖ト協に所属する事業者（以下「会員事業者」という。）と所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）を区分し、１人あたりに対する助成金額は別紙１の通りとする。

（予算額）
第４条　当該年度における各種助成予算の範囲内とする。

（受講から助成交付）
第５条　運送事業者は第２条に掲げる各種講習等を受講等するところに予約等を行い、指定された日程に受講等することとする。
２　第２条の助成交付については様式１「各種講習費等助成金実績報告書（兼）請求書」（以下「請求書」という。）により、受講等したことが確認できる書面（領収証等）の写し（以下「領収証等」という。）を沖ト協に提出後、その報告が条件に適合すると認めたとき、助成金を交付するものとする。

（実施期間）
第６条　当該年度４月１日より１月末日までとする。ただし、１月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

附則　本要綱は平成２５年４月１日より適用する。
附則　本要綱は令和２年４月１日より適用する。

別紙１

各種講習費助成額

（１）運行管理者一般講習

沖ト協　会員事業者	沖ト協　非会員事業者
３，２００円	６４０円

（２）安全マネジメント関係講習会

講　習　名	沖ト協　会員事業者	沖ト協　非会員事業者
ガイドライン	５，２００円	１，０４０円
リスク管理（基礎）	５，２００円	１，０４０円
内部監査（基礎）	５，２００円	１，０４０円

（３）運行管理者試験対策用ｅラーニング

沖ト協　会員事業者	沖ト協　非会員事業者
２，０００円	４００円

※現在、当協会が承認したものは、(株)ノイマンのＫｏｊｉｒｏ（コジロー）です。